

住友電気工業株式会社株式取扱規則

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

- ① 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第 11 条に基づきこの規則の定めるところによる。
- ② この規則は、取締役会の決議をもって、これを変更することができる。

第 2 条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社

(東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号)

同事務取扱場所

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

(大阪市中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号)

第 2 章 株主名簿への記録等

第 3 条 (株主名簿への記録)

- ① 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。
- ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行うものとする。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

- ④ 当社は、株主に対して通知するために必要がある場合、現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して振替法第151条第8項の請求をすることができる。

第4条（株主名簿記載事項に係る届出）

株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第5条（法人株主の代表者）

法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第6条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第7条（法定代理人）

株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

第8条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

外国に居住する株主又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

第9条（機構経由の確認方法）

当社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第10条（登録株式質権者）

登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第 3 章 株 主 確 認

第 1 1 条 (株主確認)

- ① 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。但し、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。但し、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状（会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めたときは、委任状及び印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
- ④ 代理人についても第 1 項及び第 2 項を準用する。
- ⑤ 当会社は、請求等を行う者について第 1 項、第 2 項但書、第 3 項及び第 4 項に規定する確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。
- ⑥ 当会社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、機構又は証券会社等に対して、振替法第 2 7 7 条の請求をすることができる。

第 4 章 株 主 権 行 使 の 手 続 き

第 1 2 条 (電子提供措置事項の書面交付請求)

会社法第 3 2 5 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）

をするときは、株主名簿管理人を通じて行うか、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

書面交付請求を株主名簿管理人を通じて行うときは、株主名簿管理人の定めるところによるものとする。

第13条（異議申述）

会社法第325条の5第5項に規定された異議の申述をするときは、株主名簿管理人の定めるところにより、株主名簿管理人を通じて行うものとする。

第14条（少数株主権等）

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

第15条（株主提案権行使に関する特則）

前条の定めるところにより、株主提案権を行使する場合において、提出議案に関する次の各号に定める事項についてそれぞれ各号に定める分量を超えている場合には、株主総会参考書類にはその概要を記載することができる。

1. 提案の理由

各議案ごとに400字

2. 提案する議案が取締役、監査役又は会計監査人の選任に関する議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

但し、候補者が社外取締役候補者又は社外監査役候補者であるときは各候補者ごとに1200字。

第16条（単元未満株式の買取請求の方法）

単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第17条（買取価格の決定）

① 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立

価格とする。

- ② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第18条（買取代金の支払）

- ① 当社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。但し、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。
- ② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又は株式会社ゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第19条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第20条（単元未満株式の買増請求の方法）

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第21条（自己株式の残高を超える買増請求）

同一日に株主名簿管理人事務取扱場所に到達した買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数（特定の目的で保有している自己株式数を除く。）を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第22条（買増請求の効力発生日）

買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第23条（買増価格の決定）

- ① 買増単価は、買増請求の効力発生日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第24条（買増株式の移転）

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に相当する金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第25条（買増請求の受付停止期間）

- ① 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。
1. 3月31日
 2. 9月30日
 3. その他機構が定める株主確定日等
- ② 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

第26条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 6 章 手 数 料

第27条（手数料）

- ① 第16条の单元未満株式買取請求及び第20条の单元未満株式買増請求に係る手数料は、無料とする。
- ② 株主が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主の負担とする。

付 則

この改正規則は、2022年9月1日から実施する。

2022年9月1日改正